○「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る検討会」報告書の公表(令和3年3月18日)について 厚生労働省では、精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい等が包括的に確保されたシステムの構築を進めています。

本検討会では、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」(本システム)の基本的な考え方や重層的な連携による支援体制等について検討を行い報告書をまとめました。

報告書では、本システムに際して日常生活圏域を基本とし、市町村などの基礎自治体を基盤とすることや、 精神保健福祉センターや保健所が市町村とさらに連携を深めること等、今後必要な取り組みを具体的にま とめており、今後この報告書に基づき施策が進められて行く予定です。

保健師の皆様におかれましては、是非報告書をご確認いただき、自治体における取組を進めていただくようお願いいたします。

○厚生労働省 HP 掲載先:「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る検討会」報告書 https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000152029_00003.html

「概要版」



〇第 153 回市町村職員を対象とするセミナー「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築におけ

る市町村の取組について」の開催(令和3年6月11日(金)Zoomによるオンライン開催)

本セミナーでは、市町村、都道府県、保健所、精神保健福祉センター等の役割等について報告書の内容の 行政説明と、市町村取組例について紹介を通し、市町村における本システム構築に係る取組を進めるため のイメージを持っていいただくことを目的としています。

精神保健(メンタルヘルス)の課題は、母子保健、介護・高齢者、成人保健等の保健師の業務に共通しています。保健活動を通して把握した事例や課題を同じ市町村内の適切な部署につなげる、地域の課題を把握し、関係者や関係機関と協働して解決につなげる、保健活動を地域づくりも含めて行うという保健師が日頃行っている取組が、本システムの構築につながっています。

市保健師の活動取組の発表も予定しておりますので保健師の皆様に是非ご参加いただきたいと思います。

【プログラム】



第139回才10岁之。 第6月11日間第二

- ※参加申し込み等に関する詳細は、5月11日に OnePublic (地方公共団体との共同ポータルサイト)に掲載される予定ですので、ご確認ください。(申し込み期限:5月28日(金))
- ※本セミナーを受講される方は、「令和3年度精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築支援事業 第1回アドバーザー・都道府県等担当者合同会議」(5月12日開催※関係者のみ参加)の川口市の取組事例発表が参考になりますので、ポータルサイトを是非ご確認ください。(5月17日頃公開予定)

〇精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築のための手引き(2020年度版)の掲載について

厚生労働省では、各自治体がより積極的かつ円滑に本システムの構築に係る取組を進めることができるよう、各自治体の取組に対する補助事業及びアドバイザー派遣等の支援事業を行っており、本システム構築プロセスや各種事業の事例等を載せた「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築のための手引き」を作成しています。最新版を作成しましたので、自治体の取組に活用していただければ幸いです。

〇精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築支援情報ポータル 「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築のための手引き (2020 年度版)」 https://www.mhlw-houkatsucare-ikou.jp/index.html